



製造物責任法とこれに対する企業の対策

唐津恵一

新日本製鐵（株）総務部法規室 部長代理

Keiichi Karatsu

The Product Liability Law and the Manufacturer's Countermeasure Therefor

1 製造物責任とは

製造物責任（英語でProduct Liabilityというので、以下略して「PL」という。）とは、製品に不具合（「欠陥」）があったために他人の身体や財産に損害を与えた場合に、当該製品の製造者が、被害者と直接の契約関係にあるとなかろうと、被害者に対して賠償責任を負うことである。例えば、カラーテレビに欠陥があり、この欠陥が原因で火災が発生し火傷を負うとともに家屋が焼失した場合に、当該テレビを製造したメーカーが被害者に対して負う責任である。この場合、被害者は当該テレビを購入した電器屋（小売店）の責任を追及することもできるが、この電器屋の責任はPLではなく、売り主としての責任（「契約責任」）であり、責任の要件や内容がPLとは異なってくる。

我が国では従来から民法という法律（その中の不法行為法—例えば車に跳ねられた場合に被害者が運転手に賠償責任を求める根拠となる法規でこれに基づく責任を「不法行為責任」という。）でPLの存否を判断してきたが、民法上PLが成立するためには、製品に欠陥が存在しその欠陥の存在について製造者に落ち度（「過失」）があることを被害者は証明しなければならなかった¹。ところが、製造技術の高度化・複雑化の進展により製造者の過失を被害者が証明することが困難になってきており裁判が長期化するとし、被害者の証明負担を軽減する観点から、PLの要件を主観的な「故意・過失」要件（「過失責任」）から客観的な「欠陥」要件（「無過失責任」）に転換する立法化の検討が1970年代からなされてきた。1994年6月に成立し、1995年7月1日から施行されている「製造物責任法」²（「PL法」）

は、この被害者の証明負担の軽減を図った法律である。次に、PL法が成立するまでの経緯を、国内での事例や欧米の動きの紹介を含めて説明することとする。

2 PL法立法の経緯

我が国における欠陥製品による大規模被害の最初の事件は1955年に発生した森永ひ素ミルク事件³である。この事件は、その後1975年によく和解で決着がつくこととなったが、この事件発生以降、スモン事件⁴、サリドマイド事件⁵、カネミ油症事件⁶、等の大規模被害事件が発生し、その決着まで相当の時間をかけてきた。その後1980年代に入って、製品の品質管理の思想や技術の高まり、行政による安全規制の強化等の影響もあり、製品の欠陥による大規模被害の発生は幾分鎮静化してきたが、上記の欠陥製品による大規模被害の発生を契機として1980年代に法律学者の研究会がPL責任を製造者の無過失責任とすることを含む「製造物責任法要綱試案」を発表した。これを皮切りに国民生活審議会等を中心に立法化の動きが始まり、特に後に述べるように1985年にEC指令に基づくPL法がヨーロッパ諸国に広がるにいたると我が国でも早期立法を求める動きが活発となり、各種の政府審議会や各政党などでも議論され多くの答申や報告が発表されることとなった。その結果ついに1994年6月に国会に上程され6月22日に可決、7月1日に公布され、1995年7月1日に施行されることとなったのである。

1. 民法第709条【不法行為の一般的要件・効果】故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず
2. 平成6年法律第85号

3. 乳児用ドライミルクにひ素が混入していたため、これを飲用した乳児がひ素中毒にかかったもので、被害者約1万3千名、死者約130名に達した。森永乳業が被害児の恒久救済事業を行うことで和解成立。

4. 医薬品キノホルムの副作用としてスモン症が発症した。患者数推定約1万1千名、全国32地裁にて原告約6千名が国・製薬会社を相手に提訴した。一部和解したがほとんどが原告勝訴。

5. 睡眠薬サリドマイドにより四肢短縮症児が多発した。被害児約1400名。補償金支払い及び福祉事業を行うことで和解。

6. 米ぬか油にPCBが混入し、摂取者に有機塩素中毒が発生。患者数約1万3千名。原告がほぼ勝訴。

3 アメリカのPL法

アメリカには全国統一の連邦法としてのPL法は存在せず、各州の州法で規制されており、また州法でもPL法という法律はなく、我が国の民法と同様に、私人間の権利・義務に一般的に適用される契約法及び不法行為法(torts)の法理（必ずしも成文化された法律があるわけではない。）をPLにも適用してきた。各州によって若干のばらつきはあるものの全体的な傾向はほぼ同様であるので、以下アメリカ全体の一般的な傾向について述べることにする。

アメリカでは今世紀の早い時期から欠陥製品による事故に対して契約責任を契約当事者関係(privity)にない被害者にも適用することが一般的となっていたが、この場合でも製造者の過失の存在が要件となっていた。その後、1960年に契約上保証責任（明示的であれ黙示的であれ）を負う場合には、製造者はその製造した欠陥製品により被害を被った者に対し、当該被害者が契約当事者関係(privity)になくても無過失責任を負うとの判決が出され、更にこれにつづいて1963年には、保証責任があろうとなかろうと欠陥製品を市場の流通に置いた結果被害が生じた場合には、過失の有無にかかわらず製造者は責任を負うべきであるとの判決（グリーンマン事件⁷⁾）が出た。この最後の判決で認められた責任を厳格責任(strict liability)と言い、その後1965年に不法行為法リステイトメント⁸⁾(Restatement of Torts)で採択されその後のPL訴訟の急増につながった。

上記の厳格責任の導入と、①人身損害訴訟の場合の懲罰的損害賠償(punitive damages)制度の存在②弁護士成功報酬(contingent fee)制度の慣行③欠陥の存在や損害額等の事実の陪審(jury)による認定などのアメリカ特有の司法制度があいまって1970年代以降PL訴訟件数・賠償件数の増加、賠償金額の高騰、PL保険料の大幅引き上げ等から企業を震撼させるいわゆる「PL危機」が発生し深刻な問題となった。また多額の賠償金に耐えられず倒産する企業が多発し、場合によっては業界自体がアメリカから撤退し他国に逃避するなどアメリカの産業に与える影響は甚大なものとなった。

このような危機的状況に対応し、1970年代末から政府や共和党議員から何度も連邦レベルにおけるPL法改革法案が議会に上程されたが、①PL改革に消極的な民主党が議会での多数派を占めてきたこと②消費者団体や弁護士団体の反対が激しいこと③州の連邦法立法にたいする警戒感が

強いことなどからなかなか成立しないので現在に至っている。尚直近の動きでは、1995年に懲罰的損害賠償額の制限等を含むPL改革法が上院での審議が終了し、上院での承認・大統領の署名があれば成立する段階にきているとのことである。

表1 日米のPL訴訟の実態

年度	日本	米国		
	提訴件数	提訴件数 (連邦地裁)	平均評決 額 (ドル)	100万ドル を超える 評決件数
74	9	1579	345783	22
75	12	2886	393580	26
76	6	3696	366081	44
77	4	4077	430948	69
78	6	4372	1657187	68
79	4	6132	761009	100
80	5	7755	563438	127
81	7	9071	800586	238
82	4	8944	850700	280
83	3	9221	1245646	366
84	2	10745	1467435	415
85	3	13554	1091005	590
86	4	13595	1006821	410
87	3	15151	862764	428
88	2	17140	1324126	481
89	1	14348	1057612	588
90	3	19428	1094605	703

4 ヨーロッパのPL法

ヨーロッパでは1960年代始めのサリドマイド事件等で顕在化した各国間でのPL法制の差異による歪みを解消するため、EC域内でのPL法制の統一化の検討がなされてきたが、1985年7月にECの閣僚理事会は「欠陥製造物に対する責任に関する加盟国の法律、規則及び行政規定の近似化に関するEC理事会指令」(「EC指令」)を採択し、EC加盟各国はこれと同内容の国内立法をおこなうこととなり、現在までフランスを除く全加盟国で既に立法化が完了している。

EC指令の内容はアメリカ法の影響や消費者主義の高揚を受けて、アメリカの厳格責任と同様に無過失責任を採用したが、特徴的なのはその採用は各国のオプションとしながらも人身損害についての同一製造者の責任総額を7,000万ECU⁹⁾以上の一定金額に制限することを認めたことである。

EC指令採択後の影響については、法施行が長い国でも6年しか経過していないが、特に顕著な訴訟件数の増加は見られていないようである。

7.原告が日曜大工工具を使用中にはねた木片があたって頭を負傷した事件。

8.アメリカでは各州が独立の法域をなし、法律の内容も複雑になってきているので、アメリカ法律協会(American Law Institute)が、その総会の審議を経て各分野を簡単な条文形式で表現してまとめている。これをリステイトメントと呼び、直接の法的効力はないが、裁判官の判断に大きな影響を与えている。

9.1ECUは131.85円（1995年12月8日現在）

5 我が国のPL法の解説

わが国のPL法は製造物の欠陥被害についての民法の特則として位置付けられており、わずか6ヶ条からなる法律である。各条文の解釈は今後の判例の蓄積により明らかになってくるものとおもわれるが、取り敢えず立法過程の議論や検討結果を参考にして以下PL法の概要を逐条的に説明することとしたい。

第1条（目的） この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

これは目的についての綱領規定である。法律を解釈するにあたっては、「被害者の保護」が主目的であり、副次的に「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」を考慮することとなる。ここで留意すべきことは、「消費者」の保護に限定されておらず、例えば何等かの事故に巻き込まれた乗客や歩行者や、工場の機械の事故により負傷した従業員など、製造物を直接購入・使用・消費していない第三者が当該製造物の欠陥により損害を被った場合も含まれることと事業者の営業被害についても対象となりうることである。

第2条（定義） この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2. この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3. この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）
- 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
- 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者。

本条はPL法に適用される定義規定である。PL法の適用対象となるかどうかは本条の解釈にゆだねられることとなる

ので重要な規定である。以下各項毎に説明することとする。

（1）「製造物」とは

PL法はそもそも工業的な大量生産・大量消費になじむような物を対象とすることを念頭に立法化されたものであり、本条での文言上は「製造又は加工された動産」と表現されている。鋼材を含め凡そ工業製品と呼ばれる物は、総て対象となると考えられるが、本条の規定から①「動産」でないもの及び②「動産」であっても「製造又は加工され」ていないものは対象とはならないこととなる。以下ボーダーライン的事例を含め、適用対象外の事例を紹介する。

①「動産」でないもの

「動産」とは「不動産以外のすべての物」（民法第86条）と定義されているので、I.「物」以外のもの及びII.「不動産」は適用対象外となる。

I.「物」以外のもの

たとえば、電気等の無形エネルギーやソフトウェアなどの無体物や、散髪、医療、修理などのサービスは、PL法の適用対象とはならない。これらは転々と市場で流通するものではないので、当事者同士が契約関係にあることが多く、たとえ当該無体物やサービスに欠陥がありそれが原因で事故が発生したとしても、契約関係に基づく追及が可能であることから、PL法の適用対象とする実益は乏しいと考えられる。ソフトウェアそのものはこのように適用対象外であるが、ソフトウェアがIC等の形で製品に組み込まれている場合に、当該ソフトウェアの不具合が当該製品自体の欠陥とみなされることが有り得る。

II.「不動産」

「不動産」とは「土地及びその定着物」を言い（民法第86条）、「土地の定着物」とは、建物、樹木等土地とは別個独立のものとはされないものをいう。不動産も通常契約責任による救済が可能であるため、PL法の対象にする実益は乏しいと考えられる。ただし、不動産の一部を構成するもの（たとえば建物を構成する鉄骨、窓ガラス、アルミサッシ、ドア、壁紙、エレベーター等）は、動産とみなされる。したがって、たとえば建物が倒壊して人身事故が生じた場合、その原因が鉄骨そのものの欠陥に由来し、当該鉄骨を鉄骨メーカーが引き渡した時点で存在した欠陥と損害の間に因果関係がある場合には、当該鉄骨メーカーのPLが認められることとなる。

②「製造又は加工され」ていない「動産」

天然に産するものを始めとする未加工の自然産物については、その生産者が欠陥の創出に寄与していない場合が多いことからこれを適用対象からはずしている。したがって未加工の農林畜水産物や採掘されたままの鉱物は対象とはならない。しかし何等かの加工が施されているものは対象となるので、ジュース、加工牛乳、焼き魚、石油製品、金

属製品等は対象となる。また人間の臓器や血液は対象とはならないが、血液製剤や生ワクチンは加工を加えた製品ということで対象となる。また中古品や廃棄物も製造又は加工されているものは対象となるが、欠陥の認定に際しては基準がゆるくなる可能性がある。

(2)「欠陥」とは

PL法の最大のポイントが、責任発生の要件を「過失」という主観的な態様の存在から、「欠陥」という客観的な性状の存在に変えたことであるので、何が「欠陥」かはPL法の解釈上最大の焦点になってくる。本条では「欠陥」について「通常有すべき安全性を欠いていること」とし、人の生命、身体又は財産を害するような安全性とかかわる損害を生じないような単なる品質の瑕疵は対象とはならない。したがって、例えばテレビの映りが悪いとかクーラーの効き目が悪いといったものは「欠陥」とはならない。

何が「欠陥」かはできるだけ客観的にわかりやすく定めておくべきであるが、個々の事案毎に諸般の事情を考慮して「欠陥」の存否が認定されることを考えると、本条のように抽象的にしか規定できないことはやむを得ないことと考えられる。したがって「欠陥」認定の具体的な基準は、今後の判例の蓄積によって段々と明らかになっていくこととなるが、本条では「欠陥」の判断にあたっての考慮事項を列挙しているので、これらについて説明することとする。

①当該製造物の特性

製造物自体が持つ固有の事情であり、もう少し具体的に何を考慮するのかという次に掲げるようなものである。

I.製造物の効用・有用性

例えば、自動車（スピードが出ることが前提の製造物）、包丁・ナイフ（切れることが前提の製造物）のように、その製造物の効用・有用性そのものが一定の危険性を前提とする場合、効用・有用性と危険との比較考量が必要となる。

II.製造物の表示

例えば、一定量以上服用した場合に副作用を生じさせる蓋然性が高い薬について、その旨の注意事項がわかりやすく表示されていない場合、「欠陥」と認定される可能性が高い。但し表示さえあれば「欠陥」として認定される可能性が低くなるかというところではなく、上の例のように設計上又は製造上完全には除去し得ない危険性が存在する場合における「安全性」の判断基準であると考えられる。

III.製造物の価格対効果

例えば、軽自動車と普通自動車が衝突した場合、軽自動車のほうが大きな被害につながりやすいが、だからといって軽自動車に「欠陥」があるとは必ずしもならない。同種の製造物に比較して低廉な価格が設定され、その分だけ安全性が下がることが常識的に認められる場合には、「欠陥」とは認定されない可能性が大きい。

IV.製造物の通常使用期間・耐用期間

例えば、賞味期間をはるかに超えた牛乳を飲んで体調を崩した場合には「欠陥」があるとは必ずしもならない。老朽化した機械を使用して事故が発生した場合も同様で、製造物の通常の使用・耐用期間を大幅に超えて使用して事故がおきても、欠陥なしとされる可能性が大きい。

V.被害発生の蓋然性とその程度

例えば、特定の食品に係るまれなアレルギー体質があつて、それが原因で健康障害が生じた場合で被害が軽微である場合などのように、被害発生の蓋然性が極めて低い場合で被害も軽微な場合には、「欠陥」が認められる可能性は低い。

②製造物の通常予見される使用形態

製造物の使用に係る事情であり、次のようなものがある。

I.製造物の合理的に予期される使用

例えば、乳幼児用の玩具は、その形状、大きさ等によっては幼児が口にいらることが有り得るが、これを想定して製造されていない場合に「欠陥」ありと認定される可能性がある。このように、予定された使用を超えて合理的に予期される使用形態（いすの上に立ってものをとることなどもこれに該当する。）も考慮の対象となる。

II.製造物の使用者による損害発生防止の可能性

例えば、製鉄用の産業機械のように一定以上の技能を有している熟練作業者が使用することを前提としているものや、クレーンのように免許を持ったものが使用することを前提としているものについては、使用者の損害発生防止の可能性が大きいので、欠陥認定の可能性が低くなるものと思われる。

③製造業者等が当該製造物を引き渡した時期

製造業者等が当該製造物を引き渡した時期における事情を考慮するもので次のようなものがある。

I.製造物が引き渡された時期

例えば、エアバッグを標準装備とする乗用車が増えていくが、この場合に従来型の乗用車に「欠陥」ありと認められるかというところ必ずしもそうではない。このように当該製造物が引き渡された時点の社会において要請される安全性の程度を考慮することが必要である。

II.技術的実現可能性

例えば、洗濯機の脱水槽については、回転がすぐにとまらない間に手をいれて負傷する危険性があるが、脱水槽を開けると自動的に回転が停止する代替設計が合理的なコストで達成可能かどうかによっては「欠陥」認定を受ける可能性がある。すなわち当該製造物が引き渡された時点における合理的なコストによる代替設計の可能性を考慮する必要がある。

④その他の当該製造物に係る事情

現実の「欠陥」の認定については、以上の3点の考慮事情

に限定されずに関連するあらゆる事情を柔軟に考慮することが必要であるので、本条に「その他の当該製造物に係る事情」を明記している。例えば、地震や集中豪雨などの天災が発生し、これが原因で製造物に不具合が発生し事故が生じた場合に、「欠陥」があったかどうかは、天災の大きさや予期できたかどうかなどの事情を考慮して判断することとなる。

(3)「製造業者等」とは

ここではPLを負う責任主体はだれかということの規定しているが、PLが現代社会における大量生産・大量消費という現象に伴う被害者の救済を目的としているので、この目的を勘案し、「業として製造、加工若しくは輸入したもの又は製造物に一定の表示をした者」を責任主体としている。ここで「業として」とは、無償・有償、営利・非営利を問わず、同種の行為を反復継続しておこなうことをいう。製造・加工していない流通業者（販売業者・賃貸業者）、設置業者、修理業者、梱包業者、運送業者、倉庫業者等はそれのみであればPL法の責任主体にはならない。以下責任主体となる類型を規定の順にしたがって説明していく。

①製造業者・加工業者

実際に欠陥ある製造物を業として製造又は加工して製造物を引き渡した者を責任主体とするもので当然のことである。

②輸入業者

輸入業者は当該製造物の国内市場への源泉供給者であることと、消費者が海外の製造業者を直接訴えることが困難であることに鑑み、製造業者と同様に責任主体とされた。

③表示者

これは製造物に付された事業者の名称等の表示が、当該製造物を購入したり使用したりする者に対してその安全性についての信頼を与えている場合、かかる信頼を保護する観点から、製造物に一定の表示を付した者を責任主体としている。したがって次に述べるような場合に該当すれば、当該事業者が実際には当該製造物の製造・加工又は輸入に携わっていない場合にも責任主体となることに留意する必要がある。

I.自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者

例えば、「製造元〇〇」、「輸入者〇〇」等の肩書きを付して、自己の氏名等の表示をおこなった場合がこれにあたる。具体的にはPBブランド商品で販売業者が自己の氏名等を製造業者と表示して販売するケースなどが考えられる。

II.当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

例えば、製造物に単に会社名やブランド名を付することによって社会通念上、製造業者と誤認させるような表示となっている場合がこれにあたる。具体的には、PBブ

ランド商品やOEM製品で明確に製造業者と表示していなくても、全体的にみて販売業者が製造業者であるかのように氏名等の表示がなされていれば該当する。

III.当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

例えば、「販売者〇〇」、「販売元〇〇」等の肩書きで自己の氏名等の表示をおこなっているものの、当該表示者が当該製造物と同様の製造物の製造業者として社会に認知されており、当該製造物を一手販売している場合などが該当する。具体例としてはスモン訴訟で一手販売業者であったために責任を認められた武田薬品の場合がこれに該当する。

第3条（製造物責任） 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第3項第2号若しくは第3号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。但し、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りではない。

本条は、製造業者等が負うPLの責任根拠規定であり、欠陥を責任要件とする損害賠償責任を規定したものである。ここで説明しておかなくてはならないのは、損害賠償の範囲である。基本的には従来の不法行為法上の考え方と同じで、「欠陥」により通常生ずると予想される損害を賠償することとなる。したがって、例えば身体に対する傷害が発生した場合、賠償すべき損害の内容には、治療代、入院費用、通院費用などのほか、治療に通常要する期間の休業補償相当額なども、合理的な範囲内で含まれることとなる。また慰謝料も認められることとなる。但し、本条の但し書きにもあるように、人的損害又は欠陥を有する製造物自体の損害以外の物的損害（「拡大損害」）が発生していない場合の製造物自体の損害は、PL法上填補すべき損害賠償の対象とはならない。この場合には被害者は販売業者に対して契約上の責任を問えるので被害者の救済にけることにはならない。

また前述の通り、事業者の営業被害も填補の対象となる。

第4条（免責事由） 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一 当該製造物をその製造業者等が引き渡したときにおける科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと

二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示にしたがったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと

本条は、製造物の欠陥の存在及びこれによる損害の発生が認定され、第3条に基づき製造業者等がPLを負うこととなる場合に、当該製造業者が一定の事情を立証することによって、免責されることを規定するものである。第1号を「開発危険の抗弁」、第2号を「部品・原材料の製造業者の抗弁」といわれる。

(1) 開発危険の抗弁

製造物を流通においた時点における科学・技術知識の水準によっては、製造物に内在する欠陥を発見することが不可能な危険を「開発危険」といい、これを製造業者が負担するとなると、研究開発や技術開発が阻害され、ひいては消費者の利益をそこなうことにもなりかねないことから、開発危険に相当することを製造業者が立証したときは免責することを認めたものである。ただ免責されるためには、入手可能な最高水準の知識に照らし、欠陥であることを認識することができなかったことを証明することが必要となると解されている。

(2) 部品・原材料の製造業者の抗弁

部品・原材料も製造物である以上、これらの製造業者も責任主体となるが、当該部品・原材料を組み込んだ他の製造物の製造業者の行った設計に関する指示にその部品・原材料の製造業者が従い、それがゆえに欠陥が発生した場合に、その欠陥の発生につき過失がなかったことを証明したときは、免責される。例えば顧客からただ単にサイズ、強度だけの指定を受けて鋼材を顧客に販売したが、顧客の用途に要求される強度が現実にはもっと高かったため、強度不足が原因で事故が発生した場合、顧客の用途についてまったく知らされていなかった時又は当該用途について容易には推察できなかった時には、当該鋼材製造業者はPL責任を免れることとなる。

第5条（期間の制限） 第3条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知ったときから3年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡したときから10年を経過したときも同様とする。

2. 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じたときから起算する。

本条は、法的安定性の確保の観点から、一定の期間の経過により、損害賠償請求権を制限する趣旨の規定である。不法行為法と同様に、損害及び賠償義務者を知ったときから3年の消滅時効となっているが、損害及び賠償義務者知らない限り永久に続くこととなることを制限するいわゆる除斥期間を10年と規定している。（不法行為法では20年である。）またこの10年の除斥期間について、①身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質によって生じる損害（有機水銀等）や②使用時から一定の潜伏期間を経た後で症状が発現するような損害（HIVウイルス等）については、その起算点を「損害が生じた時」とする特則を置き被害者保護を図っている。

第6条（民法の適用） 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

本条はPL法が民法の特則であることから、PL法に定めがない部分については民法の規定が補充的に適用される（被害者に過失がある場合の「過失相殺」、複数の加害者がいる場合の「共同不法行為責任」、「金銭賠償原則」等）とともに、PL法に基づく請求とは別に民法の規定による請求（不法行為責任）ができることを意味している。

6 PL法が鉄鋼メーカーに与える影響

以上のようなPL法が平成6年6月に成立し、平成7年7月から施行されているが、これによって企業はいかなる影響を受けるのだろうか。平成6年のPL法成立後、各企業や業界は製品安全対策の推進、警告表示の整備、中立的な訴訟外紛争処理機関の設置、PL保険の付保（保険を付すること）等の企業防衛策を強化するとともに、保険会社や弁護士は「リスクは商機」とばかりに企業の危機感を醸成し、ニュービジネスを展開してきた。法施行を直前にして「準備万端。後は訴訟を起こすだけ。」と意気込む弁護士もいた。しかし平成7年7月の法施行後現在に至るまで際立ってPL訴訟が起きてきているという事実はない。我が国では訴訟に時間・費用がかかること、元々訴訟で解決することを好まない国民性があること、前述の陪審制度・懲罰的賠償制度・弁護士の成功報酬制度等の米国のような司法制度・風土がないことなど従来から指摘されている理由から、必ずしも米国のようなPL訴訟禍がおきるとは言えないであろう。しかしPL法の施行は、欠陥品による被害が発生した場合にメーカーの責任を追及できるのだという消費者意識を着実に強化するものであろうし、前述のようにPL法施行をビジネスチャンスとする者も悪質な者を含めて増加するであろうから、訴訟にはいたらないクレームが

製品の品質クレームも含めて増加することが予想される。こうした状況下、企業としては既に着手しているところも多いであろうが、後に述べるようなPL法対策を一段と強化することが必要となろう。

それでは鉄鋼メーカーに対してはどのような影響を与えるだろうか。我が国で過去にいわゆる「製造物責任」を法廷で追及された事例としては、医薬品、食品、自動車、ガス関連器具等が多く、被告も当該完成品メーカー又は流通業者が大半であり、鉄鋼メーカーのようないわゆる素材メーカーが被告とされた例はほとんどない。これは、そもそもPLの概念についてほとんど認識していない消費者にとって現実に事故が生じ、これに基づき被害を被った場合に、明らかに当該製品を製造したと認識できるメーカーと直接の契約関係に立つ流通業者をまず訴えることしかなすすべもないことからきたものと思われ、被告になっていないからといって決して素材メーカー側に事故の原因が全くなかったとは言えないケースも中にはあったかもしれない。また現に米国では油井管の破裂事故によるPL訴訟等我が国の鉄鋼メーカーが被告となっているケースがあるし、また国内でもその大半は単なる品質・性能上の問題であるが、多くのクレームが存在するのが現状である。

鋼材は「製造又は加工された動産」であり、鉄鋼メーカーは鋼材を「業として製造・加工した者」であるので、「欠陥」のある鋼材を市場に出してこれが原因で被害が発生した時は、当該鉄鋼メーカーはPL法上の責任を負うこととなる。この場合、「欠陥」があるか否かは、「通常有すべき安全性」を有しているかどうかで判断されることとなるが、鋼材が基礎資材であり、世の中の広汎に亘る用途に使われていることと、中でも、ビルディング・橋梁等の構造物、自動車・車両・船舶等の輸送機械、ガス等の保管・流送設備など鋼材の不具合が人身事故につながる可能性の高い用途が多いことから、要求される安全性のレベルが高く、不具合がある場合に容易に「欠陥」と認められる可能性がある。ややもするとPL法の適用対象として、完成品メーカーに焦点が当たっている感があるが、こうしたことから鉄鋼メーカーも他人事ではなく、後に述べるようなPL法対応策に積極的に取り組む必要がある。

ただ鉄鋼メーカーの場合には「他の製造物の製造者等」が顧客であるケースが比較的多いと考えられるので、「部品・原材料業者の抗弁」が主張できるケースもあることに留意する必要がある。

7 鉄鋼業におけるPL対応策についてー技術者の役割を中心にー

前述の様に、我が国においてPL法制定・施行が急激なPL訴訟の増加にはつながらないとしても、消費者の権利

意識の高まりやPLに便乗した企業攻撃の増加等を通して、間接的に企業に対するクレーム（品質上の問題も含めて）を増加させることが懸念される。したがって企業としても従前にも増した品質対策を含めたPL対応策を真剣に検討する必要があると思われる。

PL対応策としては、大きく分けて①事前の対策と②事故発生後の対策に分かれるが、日常の事業活動の中でPL問題の発生を未然に防止することが何よりも重要であるので、本論では事前の対策について論じることとする。事前の対策は、大きく分けて、①安全上不具合のない製品を市場に出すこと（製品安全策）、②「欠陥」認定を回避すること（欠陥認定回避策）、③将来発生するかもしれない紛争を有利に進めるための対策（PL防御策）がある。以下順に説明することとする。

（1）製品安全策

PLを回避するには何よりも安全性の観点から欠陥のない製品を開発・製造・販売することである。そのためには、商品開発・品質設計段階で、法令や業界標準の安全基準を満たすのみならず、考えられる製品の用途から合理的に予見される危険因子を極力排除することに注力して製品の規格を設定し、新商品化に当たっては技術・営業等関連部門で十分に検討したうえで営業の責任者が決裁するといった社内のルールを定め、これに従った運用を行うことが必要である。製造段階では製品規格に合致しないものをつくらないように厳しく品質管理を行わねばならない。また、これらの対策にあたっては既存のクレームを、開発・設計段階や製造段階にフィードバックし、常に改善していくことに努めることが必要である。

鋼材は極めて汎用的な基礎素材であるので考えられる製品用途をすべて勘案することは事実上不可能に近いことであるが、過去の永年の実績からある程度各品種別に用途が想定できるので、営業部門との連携のもとにある用途を前提にして製品規格を設定することとなろう。また、鋼材については「重い」「硬い」「大きい」といった特性から、単に最終用途のみを考慮するだけではなく輸送段階での安全性、例えば梱包方法や結束方法などの安全性も考慮する必要がある。また、製造段階では、尚一層の品質管理対策を施すとともに、外注や製造委託を行う場合には、当該業者の品質管理体制に問題がないことを確認する必要がある。

（2）欠陥認定回避策

（1）で述べた製品安全策を万全にとったとしても、事故の発生が皆無になるわけではない。思ってもみなかったような使用方法や用途が原因で事故が発生することもある。耐用年数経過により事故が発生することなどもある。こうした完全に排除できない事故に対しては、仮に事故が発生したとしてもそれは製品に「欠陥」があったからでは

ないことを主張できれば責任を負わなくてもすむこととなる。この場合、そもそも製品の設計段階や製造段階での「欠陥」が明らかである場合には責任を回避することはできない（免責事由や期間制限条項に該当する場合は除く。）が、どうしても危険が内在する場合には「表示」の有無等ユーザーに対して提供した情報の内容如何によって「欠陥」の有無の判定がなされる場合がある。したがってあらかじめ想定される危険については明確に「警告表示」を行うことにより、ユーザーの注意喚起を促すとともに、安全上の確性を得ている範囲を超えた用途推奨や機能保証を行うことは厳に避けるべきである。用途推奨や機能保証は契約上の問題ではあるが、法廷での争いにおいて「欠陥」の有無を判定する際に当該事項が考慮され、「通常有すべき安全性を欠いている」との判定を受ける可能性があるからである。

鋼材に関しては、例えばハイテンコイルの結束フープを切ると弾けるように極めて危険であることが容易に推察される場合には、現品に「警告表示」を付することが必要となるが、鋼材には「重い」「硬い」といった通常人であればすぐにわかる特性以外に安全上の問題を誘発するような特性は考えにくいので、薬品や洗剤のように「警告表示」をするケースはさほど多くないと思われる。しかし、ユーザーに対しては「警告表示」までは要らないとしても耐火性や耐蝕性などの性能の限界がわかっている場合にはこれをユーザーに提示することが必要となる。また懸念されるのは、強度や弾性度について確性も得ていない範囲の用途や機能を推奨・保証することである。したがって、技術論文、パンフレット、顧客との会話などにおいて、セールストーク的に何等の実証もなくユーザーに過度の期待を与えるような用途推奨・機能保証はすべきではないし、またこれらをほのめかすような記載、発言、写真掲載等もPLの観点からすれば避けるべきである。ただ、ビジネスの中でセールストークが必要になることもあるので、そのような場合には責任を負うリスクを認識した上で営業の責任者の判断で行うようにすべきであろう。

（３）PL防御策

以上のような対策をとったとしても言いがかりも含めて何等かの事故に基づき損害賠償請求訴訟を提起されることを完全に排除することはできない。したがって訴訟の提起があった場合に当該訴訟を有利に進めるための準備しておく必要がある。その準備の中でも訴訟を有利に進めるための証拠となる文書を保管しておくこと（PLの除斥期間である10年間であることが望ましい。）が重要である。

まず事故が発生した場合にその原因となった製品が過去10年以内に自社が市場に出したものかどうかが争われることがある。この立証責任は原告にあるが、被告としても契

約書、検査記録書等の取り引きの当事者や時期を証する文書を保管しておくことが必要である。特に鋼材のようにエンドユーザーがそのメーカーをにわかには判断できない場合には、原告は証拠のないまま想定ベースで訴えてくることも考えられるので、逆にメーカーとしては取り引きを証する文書を保管しておくことにより、反証が容易にできるようになる。

次に「欠陥」が存在しなかったことを証する文書・書面を残しておくことも必要である。開発段階での仕様決定に際しての安全性の観点からの検討記録（試験・実験データ等を含む。）、製造段階での検査記録、場合によってはパンフレットや商談の記録なども保管しておくことが必要となる。特に（２）で述べた「表示」又は「情報提供」が「欠陥」の存在に大きく影響するものについては、保管しておいたほうが良いと思われる。

また「免責事由」を証する書面も保管しておく必要がある。「開発危険の抗弁」を証明するためには、開発段階での安全上の検討記録（試験・実験データ、調査した文献、等）が必要である。「部品・原材料業者の抗弁」を証するためには、顧客との間の契約書・商談記録が必要である。特に鋼材については、各製品毎に規格があり、顧客が特に用途を明示せず単に規格だけを指定し、規格通りに製造したものを顧客に納めた場合でその後転々と加工・流通され、エンドユーザーに納められたが何等かの事故で当該エンドユーザーが被害にあった場合には、仮に鋼材に「欠陥」があったとしても「部品・原材料業者の抗弁」で免責される可能性が高いので、顧客がどのように注文してきたのかを証する書面が必要である。

8 おわりに

以上PL法の内容と企業としての対応策について述べてきた。対応策については、ここでは述べなかったが、顧客や部品・原材料・外注業者との間の契約条件の見直しや、PL保険への加入など検討すべき点は未だあるが、紙面の都合上割愛させていただいた。前述の通り、PL法の施行により訴訟禍がおこることは我が国では考えにくい、これを契機に安全な製品を要求する動きがより活発化するとともに、品質クレームも含めたクレームが増加することも予想され、製品安全に関する企業活動に変容を余儀なくさせることは必至である。鉄鋼業もその例外とはならないことを念頭におきつつ研究開発・製造・営業等のあらゆる分野において、製品の安全管理・品質管理に万全を期すよう心掛けなければならない。

（1995年11月7日受付）